

地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例

地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項に規定する県の内部組織は、地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（令和六年広島県条例第三十七号）第十四条第二号の規定による廃止前の広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）別表に規定する県立広島病院及び県立安芸津病院とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。